関係各位

大阪府共募※事務局情報※№253

（2023.07.18）

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和５年７月九州北部豪雨災害佐賀県義援金」（佐賀県共募）の募集について

１　趣旨

令和５年７月８日から発生した豪雨災害により、県内各地で人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、３市（佐賀市、唐津市、伊万里市）において災害救助法が適用されたことを受け、佐賀県では義援金の募集をされます。

これを受け、佐賀県共同募金会においても、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

２　義援金の名称

令和５年７月九州北部豪雨災害佐賀県義援金

３　受付期間

令和５年７月１８日（火）から令和５年９月１９日（火）まで

※詳細につきましては、別添募集要綱をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理については２ページ目をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1．領収書の発行について

○　但し書きに、「令和５年７月九州北部豪雨災害佐賀県義援金として（預り）」と記入し発行して下さい。

○　地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。

○　税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2．各地区募金会から本会への送金口座（速やかに送金お願いします。）

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	００９９０－８－２２０	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和５年７月九州北部豪雨災害佐賀県義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合（本会へご連絡ください。）

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行　〇九九店	（当座）0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3．義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出　災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。